

その他

- (1) 保険料率の改定・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- (2) 高齢者医療制度の今後・・・・・・・・P 2

(1) 保険料率の改定

- ◇保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割額)は2年ごとに見直し
- ◇次期財政運営期間である、平成26年度及び平成27年度の新保険料率を定めるための条例改正案は、平成26年2月の広域連合議会に提出する予定

保険料率の構成

- ①均等割額：等しく被保険者に賦課される応益分(現行:44,200円)
- ②所得割額：被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(現行:8.1%)

②⑤ 68,824円/人
↑ 4,615円増(7.2%)
②③ 64,209円/人

保険料率の算定

- ①保険料収納必要額
= (費用の合計) - (収入の合計) -
(剰余金 + 財政安定化基金交付金)
↓
- ②保険料収納必要額を基に、
被保険者数、予定保険料収納率、基準所得
の伸び率等を考慮し、保険料率を算定。

今後のスケジュール

- ◇H26年1月 ・保険料率(案)の算定
・長寿医療制度懇話会
・構成市町村課長会議
- ◇ 2月 ・定例議会(保険料条例改正案)
- ◇ 3月 ・新保険料率に関する広報
- ◇ 4月 ・新保険料率の適用

(2) 高齢者医療制度の今後

これまでの経緯

- ◇政府は8月21日、今後の社会制度改革の方向性や道筋などを盛り込んだ法案骨子を閣議決定 → 9月9日開催の社会保障審議会医療保険部会で内容提示
/社会保障制度改革国民会議（24年11月から20回開催）の報告書などを踏まえたもの
/社会保障制度改革推進法がH24年8月公布施行（必要な「法制上の措置」を法律施行後1年以内に講じる）

制度改革の概要

- ◇現行制度を基本としながら実施状況を踏まえ、必要な改善を行うことが適当
- ◇高額療養費の所得区分を細分化し、負担能力に応じ限度額を見直し
- ◇低所得者の保険料負担を軽減する措置
 - 後期高齢者支援金の全面総報酬制導入により被用者保険者間の保険料格差を縮小
 - 70～74歳の医療費自己負担について段階的に特例措置を廃止
 - 国保運営について、都道府県・市町村で適切に役割分担するための必要な措置

今後のスケジュール

- ◇法改正が必要でない項目
高額療養費の見直し、低所得者の保険料負担軽減は、26年度中を目途に政令改正、26年度中の実施を目指す
→9月以降、月2回を目途に関係機関と議論する機会を設け12月中にとりまとめ
- ◇法改正が必要な項目
国保を中心とした医療保険制度改革法案は、29年度までに必要な措置を講じる
→27年の通常国会への提出をめざすとすれば、26年末頃までの取りまとめが必要